

三次市教育委員会会議録

1. 日 時 平成27年3月26日(木)
開会 午後 1時00分
閉会 午後 4時40分
2. 会 場 みよしまちづくりセンター 1階 会議室
3. 出席委員 委 員 長 沖 田 稔
委 員 小 根 森 直 子
委 員 藤 原 博 巳
委 員 土 井 純 子
教 育 長 児 玉 一 基
4. 出席職員 教 育 次 長 白 石 欣 也
学 校 教 育 課 長 稲 倉 孝 士
教 育 委 員 会 事 務 局 付 課 長 出 口 康 子
社 会 教 育 課 長 落 田 正 弘
教 育 総 務 係 長 廣 瀬 恭 子
社 会 教 育 課 主 任 官 西 美 裕
5. 議事日程
 - (1) 議案第63号 三次市教育委員会組織規則及び三次市教育委員会公印規則の一部改正について
 - (2) 議案第64号 三次市教育委員会事務決裁規程及び三次市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
 - (3) 議案第65号 みよしまちづくりセンター設置及び管理条例施行規則等の廃止について
 - (4) 議案第66号 三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部改正について
 - (5) 議案第67号 三次市生涯学習センター設置及び管理条例施行規則の制定について
 - (6) 議案第68号 三次市青少年育成指導員の任命について(非公開)
 - (7) 議案第69号 三次市民ホール事業運営委員会委員の委嘱について(非公開)
 - (8) 議案第70号 三次市民ホール事業運営委員会副委員長の任命について(非公開)
 - (9) 議案第71号 三次市立学校職員健康管理システム実施要綱の一部改正

について

- (10) 議案第72号 三次市学校支援ネットワーク地域サポーターの委嘱について
(非公開)
- (11) 議案第73号 三次市子どもの読書活動推進計画(案)【第二次】について
- (12) 報告1 三次市青少年育成指導員設置要綱の制定について
- (13) 報告2 三次市青少年体験活動補助金交付要綱の制定について
- (14) 報告3 三次市子どもの安全パトロール事業補助金交付要綱の制定について
- (15) 報告4 三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付要綱の制定について
- (16) 報告5 三次市教員人事権移譲研究チーム設置要綱等の一部改正について
- (17) 報告6 三次市スポーツ・文化芸術報奨金交付要綱等の廃止について

社会教育課長 ただいまから教育委員会会議を開会する。委員長に進行をお願いします。

沖田委員長 それでは、これから議事に移るが、本日の議題のうち、議案第68号から第70号および第72号については人事案件のため、公開になじまないものと判断する。については同会議規則第16条第1項により非公開にしたいと思うので、皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同 一異議なし

沖田委員長 それでは、議案第63号から第67号まで、第71号および第73号、協議・報告事項の報告1から報告6までについては公開とし、議案第68号から第70号および第72号については非公開とする。

沖田委員長 先般話をさせていただいたが、教育委員会としての来年度に向けての基本方針や推進プランを示されてそれに基づいての人事であり予算であるのが本筋である。事務局としてはどのように考えるか。

教育次長 昨年も4月に入って主要事業の施策と予算について説明をさせていただいた。今年度も4月の教育委員会会議で報告させていただきたい。

沖田委員長 予算案については議会の審議事項なので事前に教育委員会会議にかけられるべきである。すべて追認になっている。選挙で選ばれたわけではないが、市民の代表として教育を進めていく立場である。決定事項を追認するのではなく、しっかり審議して手続きをとおして次のステップに進むべきである。

小根森委員 今回、平成27年度の教育施策概要が出ているが、2月くらいに作られる段階で教育委員会での協議が必要だと考える。教育委員会の改革があり、ますますそういうところが教育委員の出るところである。

- 沖田委員長 教育施策概要もよいが、学校教育だけでない。社会教育についてもこういう構想があってしかるべきと考える。教育委員会が形骸化している。事務局はその点について注意していただきたい。教育委員会はなくてもよい、事務局にすべてまかせればよいとなる。
- 児玉委員(教育長) 今おっしゃったことは真摯に受け止める。教育委員会で来年度の方針決定や人事の考え方についても検討していく必要がある。文化財を含め、社会教育の施策についても協議をする必要がある。
- 沖田委員長 それでは、議案第63号三次市教育委員会組織規則及び三次市教育委員会公印規則の一部改正についておよび議案第64号三次市教育委員会事務決裁規程及び三次市教育委員会文書取扱規程の一部改正について事務局からの説明を求める。
- 教育次長 この議案は、組織機構の再編により社会教育課が文化と学びの課になること等に伴い、改正しようとするものである。
- 沖田委員長 従前は生涯学習に関することは分掌事務の中になかったのか。
- 教育次長 なかった。機構改革により教育委員会が所管する。
- 沖田委員長 青少年に関することとあるが、具体的にはどのような内容か。
- 社会教育課長 青少年問題協議会や有害図書等の立ち入り検査、青少年体験活動や性教育講座の実施、親の力のプログラムの推進青少年育成市民会議の支援等である。
- 沖田委員長 生涯学習に関することについては、どのような内容か。
- 教育次長 生涯学習に関する情報収集や情報提供である。
- 沖田委員長 何をねらってどういう予算をつけてどのようなことをやろうとしているのかが見えない。
- 小根森委員 生涯学習として教育委員会は何をするのか。
- 教育次長 情報集約や情報提供の窓口である。
- 小根森委員 教育委員会が統括するのであれば、教育委員会としての方針が必要とを感じる。
- 沖田委員長 教育委員会としてしっかりした展望が必要であると考え。具体的な計画があつて事業が執行できる。方針がないのは問題である。
- 沖田委員長 規則の一部改正についてはよろしいか。
- 委員一同 ー承認ー
- 沖田委員長 規程の一部改正についてはよろしいか。
- 委員一同 ー承認ー
- 沖田委員長 続いて議案第65号みよしまちづくりセンター設置及び管理条例施行規則等の廃止について事務局からの説明を求める。
- 社会教育課長 この議案は、組織機構の変更に伴って関連する規則等を廃止するものである。

沖田委員長 議案第65号についてはよろしいか。
 委員一同 ー承認ー
 沖田委員長 続いて議案第66号三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部改正について、事務局の説明を求める。
 社会教育課長 この議案は、教育委員会制度の改正等に伴い変更するものである。
 小根森委員 奨学金の返還方法はどのようになっているか。
 社会教育課長 口座からの引落しで返還していただいている。口座から引落しできなかった場合は、納付書を送付させていただいている。
 沖田委員長 規則の一部改正についてはよろしいか。
 委員一同 ー承認ー
 沖田委員長 次に議案第67号三次市生涯学習センター設置及び管理条例施行規則の制定について事務局からの説明を求める。
 社会教育課長 この議案は、機構改革に伴う規則の制定について提案するものである。生涯学習センターを教育委員会が所管することになる。
 沖田委員長 規則の制定についてはよろしいか。
 委員一同 ー承認ー
 沖田委員長 次に、協議・報告事項の報告1三次市青少年育成指導員設置要綱の制定について事務局からの説明を求める。
 社会教育課長 ー三次市青少年育成指導員設置要綱の制定についてー
 沖田委員長 要綱第2条(1)『家庭、学校、地域及び関係機関と連携し、青少年健全育成に関する指導及び助言を行うこと』とあるが、具体的にはどのようなことをするのか。
 社会教育課長 学校との連携については、小中学生を対象とした自然体験学習等を行う。家庭との連携については地域で家庭教育を推進するため、子育てについて話し合うグループ学習等を実施する。地域との連携については青少年市民会議への支援等を行う。
 尻玉委員(教育長) その他、朝の声掛け運動や子どもたちのシンポジウムや意見発表会を行っている。
 小根森委員 青少年育健全育成の活動については、教育委員会とも連携していただきたい。

議案第68号 三次市青少年育成指導員の任命について
 (人事案件につき非公開)

議案第69号 三次市民ホール事業運営委員会委員の委嘱について
 (人事案件につき非公開)

議案第70号 三次市民ホール事業運営事委員会副委員長の任命について
(人事案件につき非公開)

沖田委員長 続いて議案第71号三次市立学校職員健康管理システム実施要綱の一部改正について事務局からの説明を求める。

学校教育課長 この議案は、広島県学校職員定期健康診断実施要領が一部改正されたことに伴い、三次市立学校職員健康管理システム実施要綱の一部を改正するものである。

沖田委員長 必要に応じて面談を行うとあるが、校長によって温度差が出ないように調整するのか。

学校教育課長 学校では衛生管理委員会があり、その会に必要に応じて産業医等に來ていただいている。

教育委員会事務局付課長 校長会では衛生管理委員会等を開くよう指導し、開いた場合は報告を求めている。また、産業医に來ていただくときも事前に教育委員会に申し出てからと指導している。回数も1か月ごとに集計し、少ないところには指導している。

沖田委員長 よろしいか。

委員一同 一承認一

議案第72号 三次市学校支援ネットワーク地域サポーターの委嘱について
(人事案件につき非公開)

沖田委員長 続いて議案第73号三次市子どもの読書活動推進計画(案)【第二次】について事務局からの説明を求める。

教育委員会事務局付課長 この議案は、今後おおむね5年間の施策の基本方針と具体的な取組を示した三次市子どもの読書活動推進計画第二次について提案するものである。

沖田委員長 第二次計画の大きなポイントは何か。

教育委員会事務局付課長 第一次計画と大きく変更した点はない。第二次計画の重点は本を読むことの定着と表現する部分に力を入れることである。

小根森委員 本に親しませるところばかりでは遅れをとってしまう。今後大学入試も違った形になる。本を利用できる力について踏み込んでいただきたい。

教育委員会事務局付課長 学校における読む力を育てる指導の充実の目標②に示しているとおり、様々な本や資料を基に自分の考えを持たせる指導をしていく。

沖田委員長 4月に開校するみらさか学園の図書室はあまりにもお粗末である。みらさか学園を三次市のモデル校として推進するなら図書室についても充実させていただきたい。計画には教育委員会のビジョンがあまり見えない。この

- 計画は市全体へ公表するものか。
- 教育次長 公にするものである。
- 児玉委員(教諭) 三次市は小中一貫教育を進めていくが、学年が進んでいく中でどのような読書をするのかを推進計画に入れていくことが重要と考えるので、検討していただきたい。
- 小根森委員 小中学校の先生方が連携できるような計画にしていきたい。
- 土井委員 保育所や幼稚園の先生方とも連携していただきたい。
- 小根森委員 乳幼児の保護者が絵本を気軽に借りれるようなしくみをつくっていただきたい。
- 藤原委員 この計画を市民に広く周知し、親が子どもに読書の大切さを伝えられるように力を入れるべきと考える。
- 沖田委員長 もう少しやわらかい文章で、読書の大切さが一目でわかるような計画にしていきたい。
- 土井委員 子どもの声を掲載するのもよいかもしれない。
- 沖田委員長 校長会や図書館司書の意見等もしっかり聞いて取り入れていただきたい。少し時間をいただいて、また委員のみなさんのご意見をいただきたい。この議案については、継続審議とする。
- 沖田委員長 続いて、協議・報告事項に移る。事務局からの説明を求める。
- 社会教育課長 一三次市青少年体験活動補助金交付要綱の制定について—
- 沖田委員長 青少年体験活動の実施期間は夏休み中が多いのか。
- 社会教育課長 夏休み中が多い。
- 小根森委員 同じ団体が毎年申請してもよいのか。
- 社会教育課長 毎年申請していただくことができる。
- 沖田委員長 しっかり宣伝することが必要である。
- 藤原委員 限度額が40万円とのことだが、申請順なのか。
- 社会教育課長 申請順かどうか不明である。
- 藤原委員 途中から活動を決めて補助金交付申請をした場合、限度額を超えたために交付されない場合もあるのか。
- 社会教育課長 募集期間を設け、その期間に申請されたものについて交付決定していきたい。
- 小根森委員 これまで広報はどのようにされていたのか。
- 社会教育課長 市広報に掲載していた。校長会等へ情報提供していく必要はあると考える。
- 社会教育課長 一三次市子どもの安全パトロール事業補助金交付要綱の制定について—
- 沖田委員長 パトロールは毎月行っているのか。
- 社会教育課長 把握していない。
- 社会教育課長 一三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付要綱の制定に

ついてー

- 沖田委員長 先ほど説明があった青少年体験活動はこの補助金に該当するのか。
社会教育課長 活動の内容による。具体的なことについては担当課に確認し、要綱に反映させる。
- 沖田委員長 備品購入についてはどのようなことを考えているのか。
社会教育課長 現在検討中である。また教育委員会会議で提案させていただく。
社会教育課長 一三次市教員人事権移譲研究チーム設置要綱等の一部改正についてー
沖田委員長 三次市教員人事権移譲研究チームとはどのようなものか。
教育次長 現在は活動をしていない。人事権の移譲については過去に研究していた経緯がある。廃止についても検討したが、今後研究を進めることもあり得るので、名称等の一部改正にとどめた。
- 社会教育課長 一三次市スポーツ・文化芸術報奨金交付要綱等の廃止についてー
沖田委員長 三次市放課後子ども教室推進事業が市長部局へ移るのはなぜか。
社会教育課長 放課後児童クラブとの関係が強く子どもの居場所づくり事業の体制が変わるため窓口を一本化する。保護者にとっては放課後の子どもの居場所づくりの窓口を一本化した方がよいため、子育て支援部局へ移すのが適切であると考えた。
- 小根森委員 スポーツ推進・文化振興事業検討委員会に関することは教育委員会部局へ残り、三次市スポーツ・文化芸術報奨金交付については市長部局へ移るのは矛盾しているように感じる。
- 教育次長 名前は似ているが、内容は全く異なる。報奨金は全国大会出場者への報奨金であり、スポーツの対象者が圧倒的に多い。文化関係については漏れがないように市長部局と連携していく。スポーツ・文化振興事業は夢基金の利息で運営し、新しい文化・スポーツ活動について助成するものである。これについては文化の事業が多い。これまで教育委員会で事務局をもち、検討委員会の運営等をしてきたため、引き続き教育委員会で行う。
- 沖田委員長 これをもって本日の会議を終了する。